

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成 26 年度 政策経営会議（第 11 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 26 年 10 月 17 日（金） 午後 4 時 15 分～5 時 15 分
開催場所		区長応接室
議題		1. 基幹型地域包括支援センターについて 2. 区民センター及び生活産業プラザ内区事務室の貸室等への転用について 3. 東部保健福祉センターの活用について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	保健福祉部長、福祉総務課長、高齢者福祉課長、文化商工部長、生活産業課長、施設計画課長、区民活動推進課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：基幹型地域包括支援センターについて

(1) 案件の説明

今般の介護保険制度改正に伴い、地域包括支援センターの役割が一層大きくなり、センターの機能強化が急務となっている。現在の 8 つの地域包括支援センターとは別に、新庁舎に区直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムを区の責任において強力に推進する核としていきたい。設置場所は高齢者福祉課内とし、担当圏域は持たず、地域包括支援センターの統括、指導、研修等を主な業務内容とする。職員は区職員と法人派遣職員とで構成していく。

(2) 主な意見と質疑

副区長：委託することも可能であるが、指導統括をするうえでは案のように区が直接行うほうがよい。

区 長：法人派遣職員はどのような形で来るのか。

説明者：センター運營業務委託法人からの研修派遣とし、人件費相当分を助成していく。

区 長：組織的には高齢者福祉課長のもとで実施するということでよいか。

説明者：そのとおりである。

副区長：新庁舎においては、土曜日、日曜日とも受け付けていく方針となっている。

説明者：通常は各地域の地域包括支援センターで対応していくが、新庁舎に来た方にも初期対応を行い各センターに引き継いでいく。

区 長：高齢者福祉課の職員をこの業務に充てられるのか。

説明者：これまでも職員が地域包括支援センターのサポートを行ってきた。法人からの派遣職員も活用して強化を図るものである。

説明者：業務が軌道に乗ってきた段階で、職員体制については改めて精査したいと考えている。

区 長：新庁舎を含め福祉の相談体制をより一層強化していくという点では良い取り組みである。新庁舎に入らない生活福祉課や社会福祉協議会との連携はどうなるのか。

説明者：対象者は高齢者であり、社会福祉協議会との連携が必要な場合は、新しい電話システムなども活用しながら密にしていきたい。

区 長：CSW（コミュニティソーシャルワーカー）との関係はどうか。

説明者：CSWは地域包括支援センターの圏域に配置している。基幹型も含めてセンターとCSWの連携を図っていく。

区 長：この方向で進めてよい。

(3) 結論

新庁舎に区直営の基幹型地域包括支援センターを設置することとする。

案件 2：区民センター及び生活産業プラザ内区事務室の貸室等への転用について

(1) 案件の説明

区民センター及び生活産業プラザ内に配置されている区事務室が平成 27 年 5 月に新庁舎に移転するのに伴い、空いたスペースについては改修を行い貸室等に転用することとしたい。

両施設とも改修工事費の債務負担行為の設定、施設条例等の改正を平成 26 年第 4 回定例会に

提案したい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：新設会議室の使用料額については使用料プロジェクトチームの承認を得ているということだが、最終決定はどこで行なっているのか。

委員：全体検討の際は報告書としてまとめるが、個別案件の場合はここで決めていただいている。

副区長：料金も含めて決めるのであれば、算出方法なども含めて示すべきではないか。

委員：従前も会議室だったところは当時と同料金にしている。新たに料金を設定したのは新設のところである。

説明者：新設の場合の考え方、計算方式は別途用意させていただく。

区長：利用料金の多寡について利用者の声はどうか。

説明者：利用料金で苦情をいただくことはない。

説明者：両施設とも近々大規模改修、改築に入るので、そこまでの暫定ということで同じ面積の会議室料金の横引きや、一番近い面積の平米単価を参考に算出している。新しい施設になる際には一から考え直して決めていくことになる。

区長：今回はこの金額とし、改修後に再度料金を決めていくことでよいのではないかと。会議室は不足している状況なのか。

説明者：区民センター、勤労福祉会館ともに利用率は高い方だと思う。

区長：今回の措置で会議室が相当増えることになるが、強い要望はあるのか。

説明者：利用者が希望する時間帯や日程に必ずしも沿えていないところはある。

説明者：元々が公共施設の貸室としていたものであり、この間区の事情で事務室として使っていたものを本来の目的に戻すものである。

説明者：貸室が増えるのは改修が入る前の一時的なものである。

教育長：暫定ということであれば、そこはきちっと明記すべきである。また、年度によって貸室面積が違ってくるのであれば、そこも明確にしたほうがよい。加えて、今後不足する時期の代替措置をどうするかも準備しておくほうがよい。

副区長：暫定活用ということで資料を整理し、区議会にも十分説明する。

区長：整理にあたってはあらゆる角度から検討するように。

副区長：暫定活用ということであるが、この施設の活用の仕方はいろいろあると思う。改築、改修を含めて別の機能を組み合わせるなど長い目で見た検討も必要である。

区長：両施設合わせて思い切った改築、改修を行う訳であり、ここをまったくいじらないということはある得ない。できるだけ知恵を出して、区民の声、現場の声など様々な意見を聴いて落ちのならないように頼む。

(3) 結論

区民センター及び生活産業プラザ内区事務室について、新庁舎移転後は貸室等へ転用することとする。

案件 3 : 東部保健福祉センターの活用について

(1) 案件の説明

東部保健福祉センターの空きスペースについては、平成 28 年度の 1 年間勤労福祉会館大規模改修時の郷土資料館の仮移転先とし、その後、平成 29 年度より区民活動推進課統計調査係の事務室及び作業室として活用したい。巣鴨複合施設の埋蔵文化財調査室については、現施設の耐震上の問題から引き続きの使用は困難であり、統計調査係が移転した後の旧埋蔵文化財調査室に戻すこととしたい。これは巣鴨複合施設を今後どうしていくかの方針にも係わるものであり、いつまで埋蔵文化財調査室として使用するかを決めていく必要がある。

(2) 主な意見と質疑

区 長：巣鴨複合施設は今のまま残すのか。

説明者：現状では耐震上問題があるので、事務室等として使用するのには適当ではない。解体するかどうかも含め、今後の対応については改めてお諮りする。

区 長：東部保健福祉センターで活用できる面積は。

説明者：234 m²である。

区 長：現在の郷土資料館よりも狭くなるのではないか。

説明者：所管課では共用部分も使って展示を考えている。企画展等は難しいかもしれない。

区 長：1 年間の暫定ではあるが、新庁舎の丸ごとミュージアムの活用なども含め上手く考えるように。

(3) 結論

東部保健福祉センターの空きスペースの活用について決定する。

会議の結果	1. 基幹型地域包括支援センターについて	⇒決定
	2. 区民センター及び生活産業プラザ内区事務室の貸室等への転用について	⇒決定
	3. 東部保健福祉センターの活用について	⇒決定

提出された資料等	1. 基幹型地域包括支援センターの設置について
	2. 区民センター及び生活産業プラザ内区事務室の貸室等への転用について (新庁舎移転後)
	3. 東部保健福祉センターの活用について